

3.資料編



3-1.技術的資料

床の滑り

床材の材料及び仕上げは床の使用環境を考慮した上で、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に利用できるものとします。

1. 評価指標

床の滑りの指標として、JIS A 1454(高分子系張り床材試験方法)に定める床材の滑り性試験によって測定される滑り抵抗係数(C.S.R)及び、JIS A 1509-12(陶磁器質タイル試験方法—第12部:耐滑り性試験方法)に定める耐滑り性試験方法によって測定される素足の場合の滑り抵抗値(C.S.R・B)を用います。

2. 評価方法

(1) 履物着用の場合の滑り

床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-1の滑り抵抗係数の推奨値(案)[※]を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望まれます。

表-1 履物着用の場合の滑り 日本建築学会[※]の推奨値(案)

| 床の種類 | 単位空間等 | 推奨値(案) |
|----------------|--|--------------------------------|
| 履物を履いて動作する床、路面 | 敷地内の通路、建築物の出入口、屋内の通路、階段の踏面・踊場、便所・洗面所の床 | C.S.R=0.4以上 |
| | 傾斜路(傾斜角:θ) | $C.S.R - \sin \theta = 0.4$ 以上 |
| | 客室の床 | C.S.R=0.3以上 |

(※(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG 『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月))

(2) 素足の場合の滑り(大量の水や石鹸水などがかかる床を想定)

床の材料・仕上げは、当該部位の使用条件を勘案した上で、表-2の滑り抵抗値の推奨値(案)[※]を参考にして適切な材料・仕上げとすることが望まれます。

表-2 素足の場合の滑り 日本建築学会[※]の推奨値(案)

| 床の種類 | 単位空間等 | 推奨値(案) |
|-----------------------|-------------------------------|--------------------------|
| 素足で動作し大量の水や石鹸水などがかかる床 | 浴室(大浴場)、プールサイド シャワー室・更衣室の床 | $C.S.R \cdot B = 0.7$ 以上 |
| | 客室の浴室・シャワー室の床 | $C.S.R \cdot B = 0.6$ 以上 |

(※(社)日本建築学会材料施工委員会内外装工事運営委員会 床工事WG 『床の性能評価方法の概要と性能の推奨値(案)』(2008年6月))

- ・階段の滑りには、踏面だけでなく段鼻の滑りも大きく影響するため、滑りにくい段鼻材を選ぶことが望まれます。
- ・特に高齢者等にとっては、床を滑りにくくしすぎると、つまずき等の原因となることがあることについても留意することが望まれます。
- ・滑りに配慮した材料・仕上げを用いることとあわせて、水溜まり等ができないよう、水はけ(水勾配の確保や床下地の不陸調整)にも留意することが望まれます。

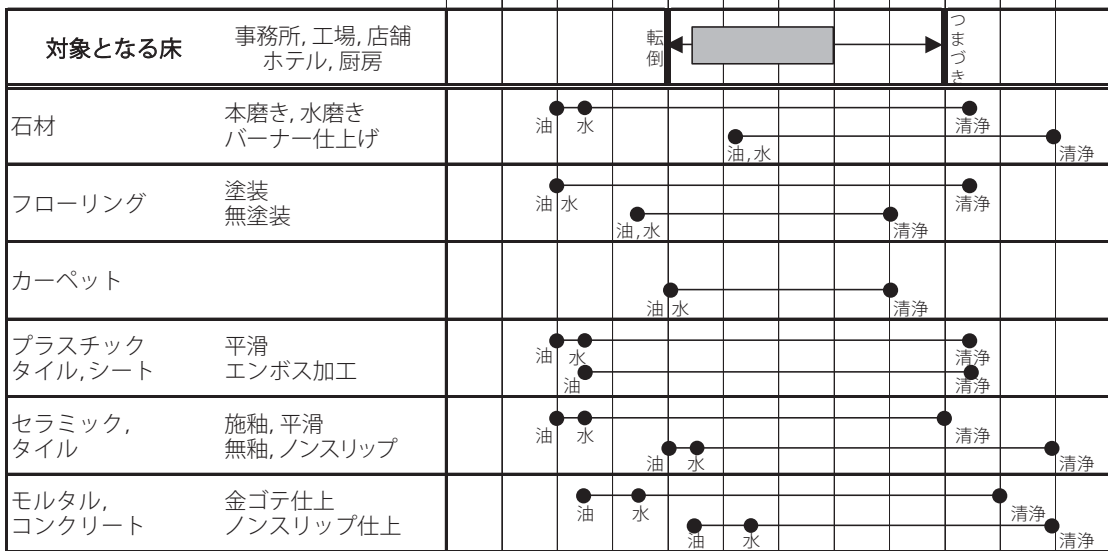
3. 滑りの差

突然滑り抵抗が変化すると滑ったりつまずいたりする危険が大きいため、同一の床において、滑り抵抗に大きな差がある材料の複合使用は避けることが望まれます。

参考：床材と滑りやすさ

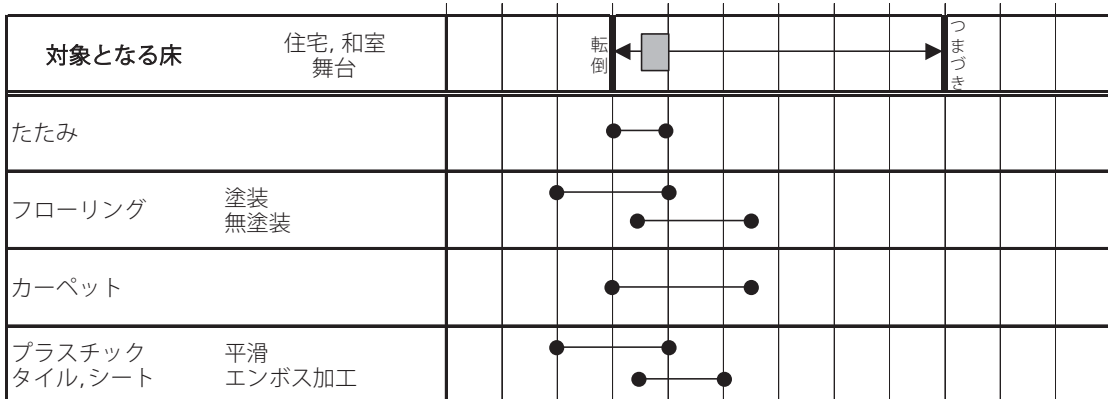
下足床で歩行する場合
(靴, 運動靴, サンドル)

滑る ← C.S.R (滑り抵抗値) → 滑らない
0.0 0.1 0.2 0.3 0.4 0.5 0.6 0.7 0.8 0.9 1.0 1.1 1.2



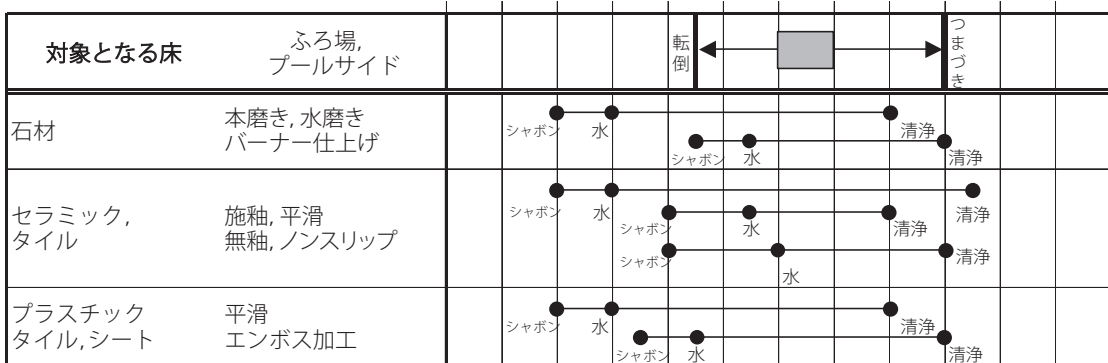
上足床で歩行する場合
(靴下, 足袋, フェルトスリッパ)

滑る ← C.S.R (滑り抵抗値) → 滑らない
0.0 0.1 0.2 0.3 0.4 0.5 0.6 0.7 0.8 0.9 1.0 1.1 1.2



素足で不自然な動作をする場合

滑る ← C.S.R (滑り抵抗値) → 滑らない
0.0 0.1 0.2 0.3 0.4 0.5 0.6 0.7 0.8 0.9 1.0 1.1 1.2



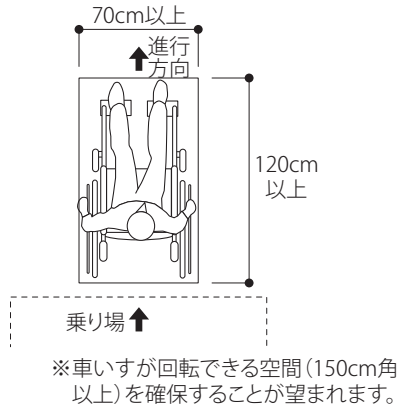
段差解消機（車いす使用者用昇降機）

既存施設の改修，地形や建築物の構造等によりやむを得ず段が生じる場合で，段差解消機を設置する場合は，下記の考え方及び設計標準により，利用者が安全に乗降できるよう配慮します。

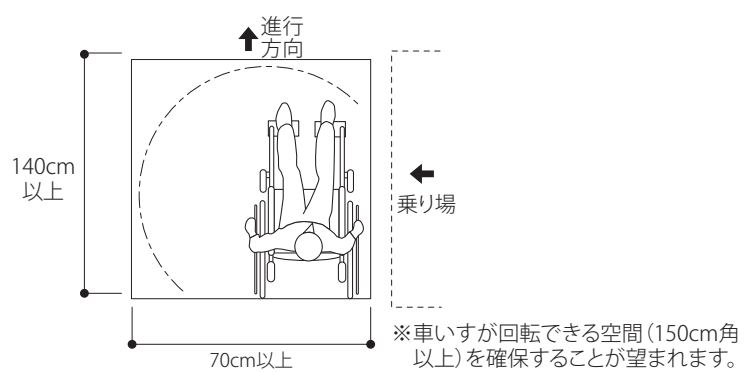
段差解消機の考え方

| | |
|--------|--|
| かごの大きさ | かごの幅は70cm以上，奥行120cm以上とします。 |
| | かご内で車いす使用者が90度回転して乗降する必要がある場合のかごの大きさは，開口140cm以上，奥行140cm以上とします。 |

(直線形式の場合)

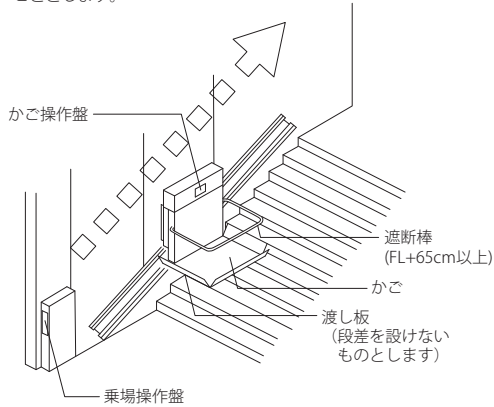


(90度の展開形式の場合)



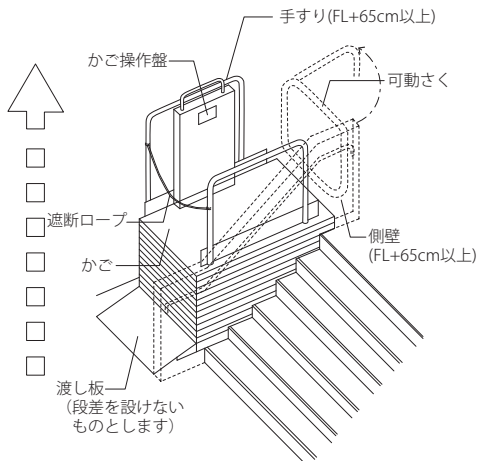
斜行型段差解消機の例

※障害物検知装置を設置した場合壁又は囲いは設けなくてよいこととします。



既存の階段に設置した斜行型段差解消機

垂直型段差解消機の例



段差解消機の構造については平成12年建設省告示第1413号第1第7号を参照してください。

便房内の操作部の配置等

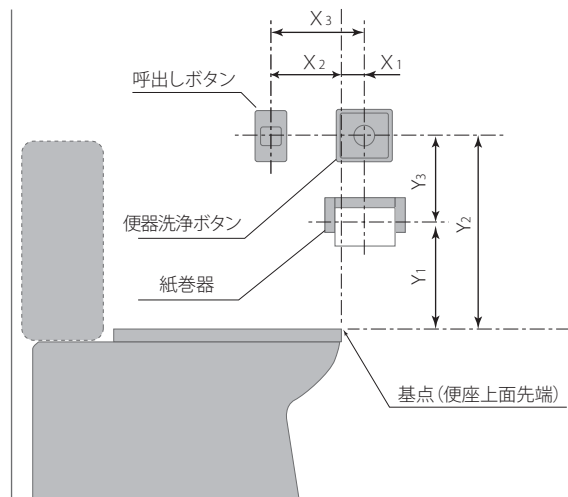
1. 操作部の形状

- ・便器洗浄ボタンの形状は丸形(○)とします。
- ・呼出しボタンの形状は便器洗浄ボタンと区別しやすい形状[例えば、四角形(□)又は三角(△)]とします。操作部は、指だけでなく手のひら又は甲でも押しやすい大きさとします。
- ・ボタンの高さは、目の不自由な人が触覚で認知しやすいように、ボタン部を周辺面より突起させることが望まれます。

2. 操作部の色及びコントラスト

- ・ボタンの色：操作部の色は、相互に識別しやすい色の組み合わせとします。JIS S 0033に規定する“非常に識別性の高い色の組み合わせ”から選定することが望まれます。例えば、便器洗浄ボタンの色を無彩色又は寒色系とし、呼出しボタンの色を暖色系にすることが望まれます。
- ・ボタン色と周辺色のコントラスト：操作部は、ボタン色と周辺色とのコントラストを確保します。また、弱視の人及び加齢による黄色変化視界の高齢者も判別しやすいよう、JIS S 0031を参照し、明度差及び輝度比にも留意します。

操作部及び紙巻器の配置及び寸法

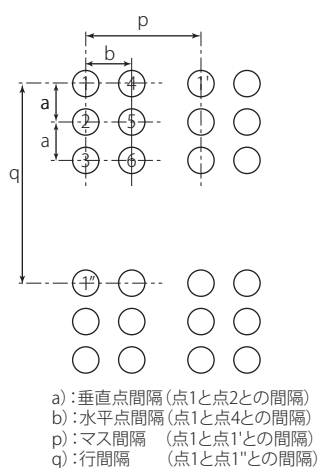


| 器具の種類 | 便座上面先端(基点)からの水平距離 | 便座上面先端(基点)からの垂直距離 | 二つの器具の距離 |
|---------|-----------------------|-----------------------|---------------------------------|
| 紙巻器 | X1: 便器前方へ 約0~100 | Y1: 便器上方へ 約150~400 | — |
| 便器洗浄ボタン | | Y2: 便器上方へ 約400~550 | Y3: 約100~200 (紙巻器との垂直距離) |
| 呼出しボタン | X2: 便器後方へ 約100~200 | | X3: 約200~300 (便器洗浄ボタンとの水平距離) |

手すりの点字表示

- 点字は、手すりの長手方向と平行に表示します。
- 点字の行数は、3行以内とします。
- 断面が円形状の手すりでは、点字の行数が1行の場合は、点字部分を手すりの真上より少し側壁に表示し、3行の場合は、3行目が手すりの真上になるように表示することが望まれます。上部が平面状の手すりの場合は、点字部分が平たん部からはみ出さないように表示します。

点字の間隔



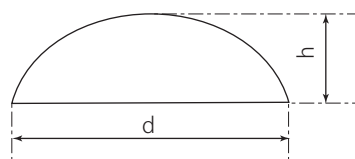
▼点字の間隔 (単位mm)

| | 中心間距離 |
|---|-----------|
| a | 2.2~2.8 |
| b | 2.0~2.8 |
| p | 5.1~6.8 |
| q | 10.0~15.0 |

▼bとqの関係 (単位mm)

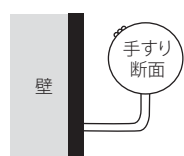
| b | qの範囲 |
|-----|---------|
| 2.0 | 5.1~6.0 |
| 2.1 | 5.2~6.1 |
| 2.2 | 5.4~6.2 |
| 2.3 | 5.6~6.3 |
| 2.4 | 5.8~6.3 |
| 2.5 | 6.0~6.3 |

点字の断面形状



| | 中心間距離 |
|-------------|---------|
| d (底面の直径) | 1.0~1.7 |
| h (点の中心の高さ) | 0.3~0.5 |

点字の表示例



点字 1 行の場合



点字 2 行の場合



点字 3 行の場合

障がい者に関するマークについて1

街なかで見かける障がい者に関するマークには、主に次のようなものがあります。

●主な障がい者マーク

| 名称とマーク | 概要 | 連絡先 |
|---|---|---|
| <p>【障害者のための国際シンボルマーク】</p>  | <p>障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> <p>※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障がい者を限定し、使用されるものではありません</p> | <p>公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 http://www.jsrpd.jp/</p> <p>TEL:03-5273-0601 FAX:03-5273-1523</p> |
| <p>【身体障害者標識】</p>  | <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> | <p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課警察庁</p> <p>TEL:03-3581-0141(代)</p> |
| <p>【聴覚障害者標識】</p>  | <p>聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。</p> <p>危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p> | <p>警察庁交通局、都道府県警察本部交通部、警察署交通課警察庁</p> <p>TEL:03-3581-0141(代)</p> |


障がい者に関するマークについて2

| 名称とマーク | 概要 | 連絡先 |
|--|---|---|
| 【ほじょ犬マーク】  | <p>身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障がい者補助犬についてはP320を参照してください。</p> | <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室</p> <p>TEL:03-5253-1111(代) FAX:03-3503-1237</p> |
| 【盲人のための国際シンボルマーク】  | <p>世界盲人会連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。</p> <p>このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、御理解、御協力をお願いいたします。</p> | <p>社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 http://homepage2.nifty.com/welblind/</p> <p>TEL:03-5291-7885</p> |
| 【耳マーク】  | <p>聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。</p> <p>このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いいたします。</p> | <p>一般社団法人 全日本難聴者 ・中途失聴者団体連合会 http://www.zennancho.or.jp/</p> <p>TEL:03-3225-5600 FAX:03-3354-0046</p> |
| 【オストメイトマーク】  | <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人(オストメイト)のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、御理解、御協力をお願いいたします。</p> | <p>公益社団法人 日本オストミー協会 http://www.joa-net.org/</p> <p>TEL:03-5670-7681 FAX:03-5670-7682</p> |

※掲載しているマークは内閣府が定めたものであり、JIS Z 8210に定められた標準案内用図記号と異なる場合があります。

出典:「障害者に関するマークについて」(内閣府HP)

障がい者に関するマークについて3

| 名称とマーク | 概要 | 連絡先 |
|---|--|---|
| 【ハート・プラスマーク】  | <p>「身体内部に障がいがある人」を表しています。身体内部(心臓,呼吸機能,じん臓,膀胱・直腸,小腸,肝臓,免疫機能)に障がいがある方は外見からは分かりにくいいため,様々な誤解を受けることがあります。内部障がいの方の中には,電車などの優先席に座りたい,近辺での携帯電話使用を控えてほしい,障がい者用駐車スペースに停めたい,といったことを希望していることがあります。</p> <p>このマークを着用されている方を見かけた場合には,内部障がいへの配慮について御理解,御協力をお願いいたします。</p> | <p>特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/ TEL: 052-718-1581</p> |
| 【ヘルプマーク】  | <p>義足や人工関節を使用している方,内部障がいや難病の方又は妊娠初期の方など,外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が,周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。</p> <p>ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は,電車・バス内で席をゆずる,困っているようであれば声をかける等,思いやりのある行動をお願いします。</p> | <p>東京都福祉保健局 障害者施策推進部 計画課 社会参加推進担当 TEL:03-5320-4147</p> |
| <p>ヘルプカード</p> <p>(表面)</p>  <p>(裏面)</p>  <p>(問い合わせ先:福岡市保健福祉局障がい者部障がい者支援課)</p> | | |

※掲載しているマークは内閣府が定めたものであり, JIS Z 8210に定められた標準案内用図記号と異なる場合があります。

出典:「障害者に関するマークについて」(内閣府HP),「ヘルプカード」(福岡市保健福祉局)

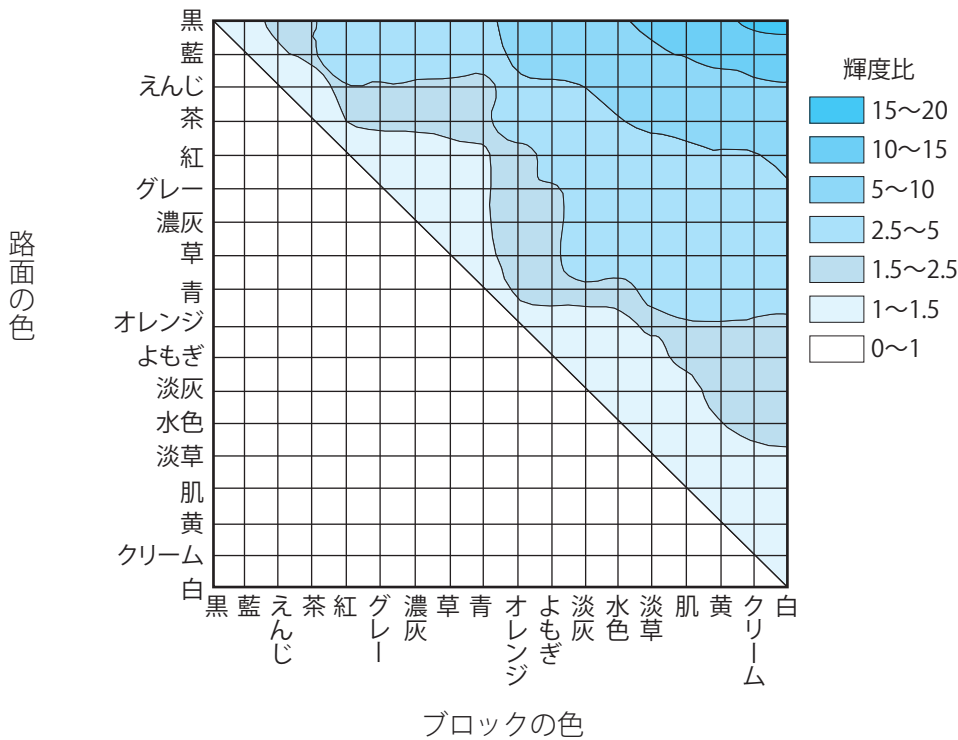
色の対比・輝度

参考：視覚障がい者誘導用ブロック等について

さまざまな色の舗装材料が使われている中で、弱視者が視覚障がい者誘導用ブロック等を識別することは、困難な場合が多くあります。従って、ブロック等と周囲の路面との色の相対的な関係に視点を置く必要があります。

その指標として輝度比(ブロック等の輝度/路面の輝度)を利用した組み合わせが示されています。この例では、通常、黄色のブロックが好ましいですが、黄色の舗装や風致地区などで、やむを得ず黄色以外のブロック等を必要とする場合、弱視者が識別でき、かつ晴眼者に違和感の少ない値として、ほぼ1.5~2.5という範囲が挙げられています。

輝度比の参考



カラーバリアフリー

1. 色覚に障がいのある人

視覚に障がいのある人の見え方はさまざまで、全く見えない人、光の明暗だけが分かる人をはじめとして、少し見えるが日常生活に支障が生じているロービジョンの人、色の見え方が一般的な見え方と異なる色覚に障がいのある人などがいます。

色覚に障がいのある人は、遺伝子のタイプの違いや目の疾患等により色の見え方が一般的な見え方とは異なります。赤～緑の波長域が見分けづらい人の割合は、男性の20人に1人、女性の500人に1人いるといわれます。

先天的に色覚に障がいのある人の多数は、赤色を感じる視物質の遺伝子に異常を生じた「P型(1型)色覚」(色覚に障がいのある人の全体の約25%)、緑色を感じる視物質の遺伝子に異常を生じた「D型(2型)色覚」(色覚異常者全体の75%)です。

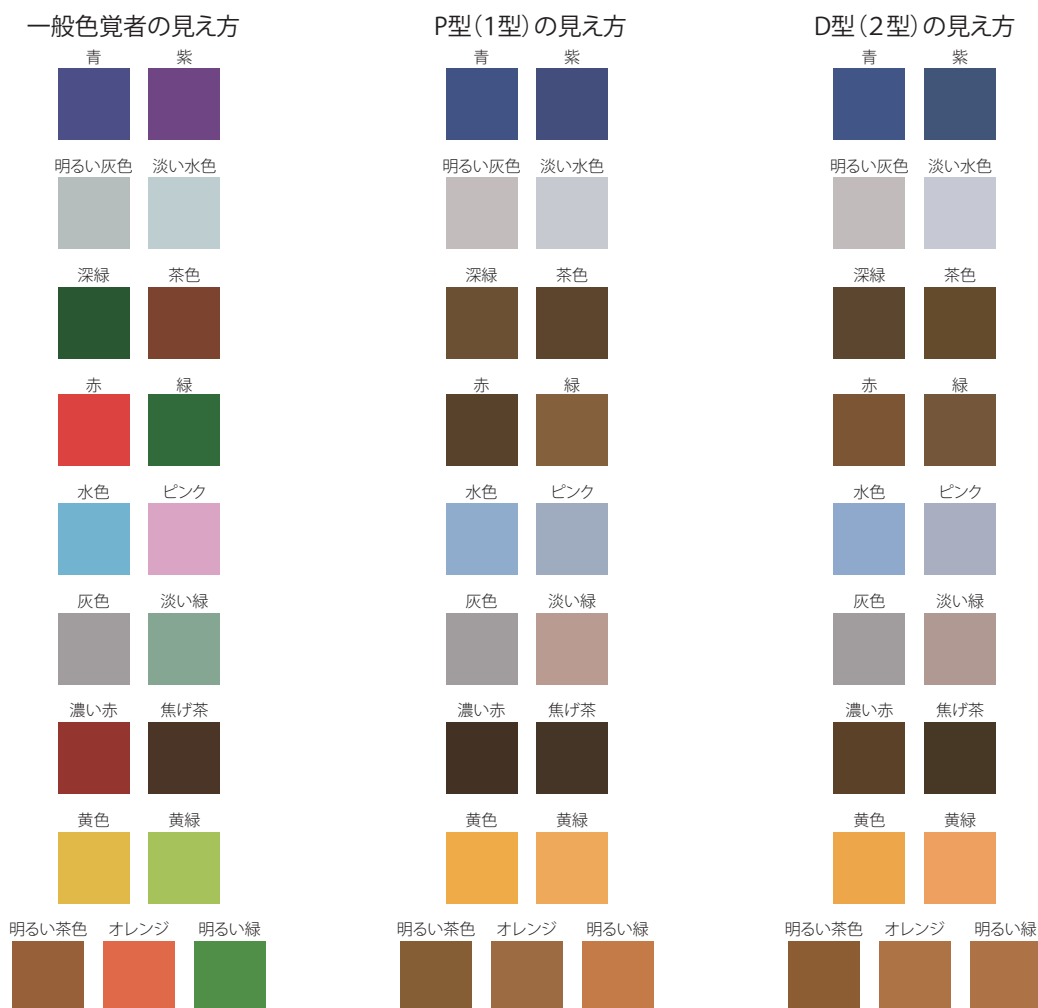
2. 色覚に障がいのある人の見え方

「P型(1型)色覚」、「D型(2型)色覚」の人は、水色とピンクは区別が付きにくい、緑系と赤系の区別が付きにくい等の特徴があります。案内表示などの色遣いについては、対比させる色の選び方への配慮が求められます。

また、後天的色覚障がい者は、コントラストに対する識別がしにくい等の特徴があり、高いコントラストの設定が求められます。

なお、スマートフォンのカメラを活用して色覚に障がいのある人の見え方をシミュレーションすることができるアプリがあります。

色覚に障がいのある人の見え方の例









※色弱者の見え方は例示であって、実際にどのように見えるかは、個人差や照明の環境により異なります。

3. 色の組み合わせ



色を組み合わせ使うときは、より多くの人に分かるようにしましょう。

- ①明度に差を付けましょう。白黒で濃度を上げて複写してもはっきりわかるようなら、それは多くの人に分かる組み合わせです。
- ②暖色(赤・オレンジ・黄系統)と寒色(青系統)を対比させましょう。
- ③彩度の低い色同士の組み合わせはできるだけ避けましょう。

色の組み合わせの例

| | | |
|---|---|---|
| × [悪い例] | ➔ | ○ [良い例] |
| <p>黄 オレンジ</p>  <p>明度は対比しているが、暖色系同士</p> | ➔ | <p>青 黄</p>  <p>明度も対比、暖色寒色も対比</p> |
| <p>青 赤</p>  <p>暖色寒色は対比しているが、明度が近い</p> | ➔ | <p>薄オレンジ 緑 ピンク</p>  <p>はっきりした色とパステル調を対比</p> |
| <p>みずいろ 薄緑 ピンク</p>  <p>彩度の低いパステル調だけ</p> | ➔ | <p>薄オレンジ 緑 ピンク</p>  <p>はっきりした色とパステル調を対比</p> |

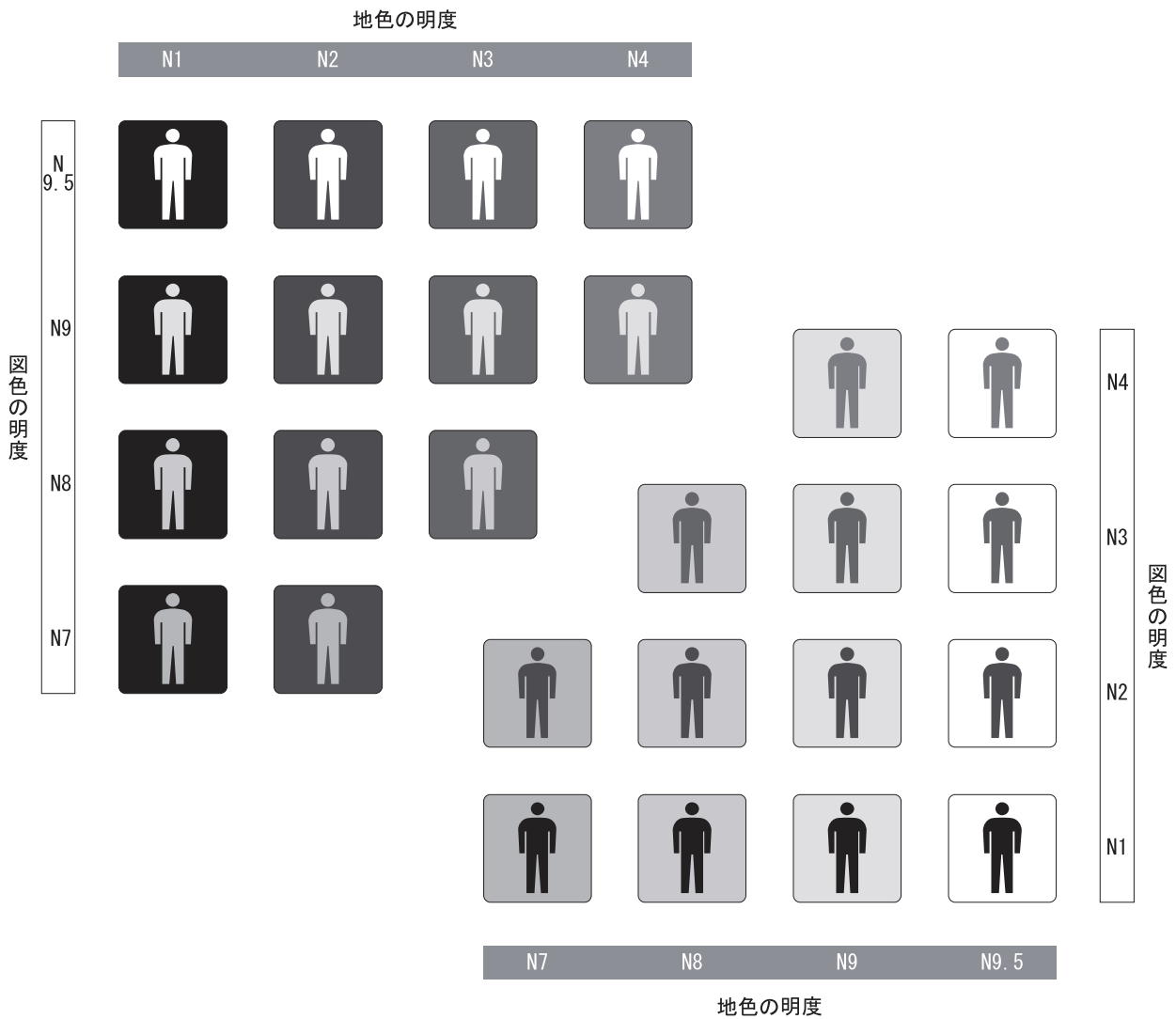
同じ色相で明度や彩度を変化させて濃淡を付ける方法もあります。

| | | |
|---|---|---|
| × [悪い例] | ➔ | ○ [良い例] |
| <p>黄 黄緑 オレンジ</p>  | ➔ | <p>緑の濃淡</p>  |

| | | | |
|---|---------------------------------------|--|---------------------------------------|
| × [悪い例] | ➔ | ○ [良い例] | |
| <p>福岡 福岡</p> <p>緑と赤</p> | <p>福岡 福岡</p> <p>黒と赤</p> | <p>福岡 福岡</p> <p>白と黒</p> | <p>福岡 福岡</p> <p>黄と黒</p> |
| <p>福岡 福岡</p> <p>青と赤</p> | <p>福岡 福岡</p> <p>紫と赤</p> | <p>福岡 福岡</p> <p>黄と青</p> | <p>福岡 福岡</p> <p>白と青</p> |
| <p>福岡 福岡</p> <p>青と黒</p> | <p>福岡 福岡</p> <p>紫と緑</p> | <p>福岡 福岡</p> <p>白と緑</p> | <p>福岡 福岡</p> <p>白と赤</p> |
| <p>福岡 福岡</p> <p>白と黄</p> | <p>福岡 福岡</p> <p>茶と緑</p> | <p>背景色と文字色とのコントラストを付けましょう。明度・彩度によって見え方が変わるので気を付けましょう。</p> <p>※コントラストとは色相対比、明度対比、彩度対比のことです。</p> | |
| <p>福岡 福岡</p> <p>白とピンク</p> | <p>福岡 福岡</p> <p>黒と緑</p> | | |

参考：図色と地色の明度対比例

サインの図色と地色に、下図に示す程度の明度対比を確保すると、容易に識別しやすくなります。



出典：「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(国土交通省)」(H28)
 「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」(R1)
 「ユニバーサルデザインに配慮した印刷物作成の手引き(福岡市)」(H21.10)

都市サイン 表示について

「都市サイン」は、利用者が目的地まで円滑に行けるように現在地や施設の位置関係をわかりやすく伝えたり、利用者が公共施設などを円滑に利用できるようなそれぞれの使用方法や内容を伝えるサインであり、基本的には、公共交通機関の施設や公共施設などにおいても、道路などの公共空間と一体的かつ連続的に誘導・案内することが望まれます。

1. 書体

本市の都市サインでは、国際化を推進するべく、より情報が分かりやすく、視認性の高いサインを作るため、原則として使用すべき和文の書体、および英文・数字や中国語、韓国語の書体は次のものを使用します。

- 和文は、文字の骨格が大きく、ふところが広く、線がシンプルで読みやすい「新ゴM」とします。
- 英文・数字は、空港のサイン用に開発された読みやすさに配慮した書体「フルティガー」とします。

1.基本書体

和文:新ゴM

福岡市役所

いろはにほへと イロハニホヘト

英文・数字:フルティガー・ローマン(Frutiger Roman)

Fukuoka City Hall

abcdefghijklmnopqrstuvwxyz 1234567890

4.中国語・韓国語書体

中国語: Microsoft YaHei

福岡市政府

韓国語: YD Gothic 130

후쿠오카시청

2. 文字の大きさ

サインを視認する流れとしては、最初にサイン本体や情報コーナーを示す「i」を見てサインの存在に気づき、それから近づいて表示してある文字を読むというものです。遠距離からの視認に対しては、本体デザインやピクトグラムの表示が重要であり、必ずしも表示内容が大きく見える必要はないと考えられます。

このように、視認性の高いサインをつくるためには、そのサインを視認する距離(視認距離)を想定し、適した文字数・文字サイズを設定することが重要です。

1) 駅や公共施設等における誘導サイン等の表記

| 想定する視認距離 | 文字高 |
|----------|-------|
| 5m | 20mm |
| 30m | 90mm |
| 100m | 300mm |

2) 駅や公共施設等における説明板等の表記

| 想定する視認距離 | 文字高 |
|----------|------|
| 0.6m | 7mm |
| 1m | 12mm |

3) 印刷物等の表記

| 想定する視認距離 | 文字高 |
|----------|-----------------|
| 0.3m | 3.5mm (10pt) 以上 |

3. 文字のレイアウト基準

歩行者用都市サインに表示する文字の大きさ及び文字と文字の間隔は、原則として次のような基準とします。

日本文字を1とした場合、間隔0.2、他言語0.4、ピクトグラム(矢印)1.6の割合とします。ただし、読みにくい場合や使用する場所に応じて適宜調整できるものとします。例えば、他言語表記を行う場合などは、表記する状況に応じてレイアウトを工夫し、読みやすくする必要があります。



※他言語表記を横に並べた場合



※他言語表記を2段に並べた場合



4. ピクトグラム

本市の都市サインでは英語を第一外国語とし、その他数ヶ国語の使用による文字表示をしていきますが、その他の言葉を使用する外国人及び子ども、老人等文字表示以外の伝達手法を必要とする人々に対して、言葉を越えて人間の持つ共通の視覚的認識力でコミュニケーションを図るピクトグラム(絵文字)*を利用して情報の提供を行っていきます。

●使用するピクトグラムの考え方

ピクトグラムは、以下の考え方をもとに、原則として「国際的な規格や規定があるもの」「JISで定められたもの」を使用します。ただし、上記の規格にないものについては、JIS規格のものと同調のとれたデザインのピクトグラムを開発します。

(1) 国際的な規格や規定があるもの

非常口【国際標準化機構 (ISO)】など。

(2) JIS【日本工業規格】で定められたもの

JISZ8210で制定された案内用図記号。

(3) 上記(1), (2)の規格にないもの(その他のピクトグラム)

上記の規格にないその他のピクトグラムについては、「国内及び福岡市で広く使用されているもの、公益性の高い団体が定めたもの」という考えのもと、広く一般的に使用され、認知度の高いものを使用します。例えば、福岡市の市章や区のマークがあります。

*ピクトグラムの例についてはP402を参照してください。

コラム

ユニバーサルデザインフォントについて

見やすく読みやすい書体としてユニバーサルデザインフォント (UDフォント) がサインや広報などで広く使われるようになりました。文字の中の空間(ふところ)を広くして、可読性、視認性、判別性を向上させるように工夫したものです。ただし、多様なUDフォントがあり、それぞれに特徴があり、短い文章では効果的であっても、長い文章になると読みにくくなる場合もあります。

また、サインなどで白地に黒文字にする場合や黒地に白文字にする場合では、適切な文字の太さが異なります。

文字の特性を考慮して、目的に合った書体を選ぶようにしましょう。

UDフォント：UD角ゴ_スモール-R (本文用)

ユニバーサルデザインフォントの例

みんながやさしい
みんなにやさしい
ユニバーサル都市・福岡

UDフォント：UD角ゴ_ラージ-DB (見出し用)

ピクトグラムの例

標準案内用図記号は、文字やことばにかわって、一目でわかるメッセージです。2002年に125種類の図記号が策定されて以降、改正が重ねられてきました。

2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて、公共交通機関や新たな競技施設建設等公共空間において、外国人来訪者等を含めた利用者にわかりやすいサイン環境が求められる中、新たな図記号として、「介助用ベッド」や「ベビーチェア」などが追加されました。

標準案内用図記号は、交通エコロジー・モビリティ財団 (<http://www.ecomo.or.jp>) において閲覧できます。

[推奨度A]

推奨度A:安全性及び緊急性に関わるもの、多数のユーザーにとって重要なもの及び移動制約者へのサービスに関わるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを強く要請します。

1.公共・一般施設



(備考)



火災予防条例で左記の図記号の使用が規定されている場所には、左記の図記号を使用する必要があります。

2.安全



※1消防法に基づく告知(平成11年3月17日消防庁告示第2号)

※2非常口であることを掲示する場合は、図よりも文字の方が理解しやすい人もいることを踏まえ、図と文字を併記し、より多くの人に伝わるよう配慮することが重要です。

 で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの

3.禁止






(備考)
火災予防条例で左記の図記号の使用が規定されている場所には、左記の図記号を使用する必要があります。

| | | | |
|--|--|---|---|
|  一般禁止 General prohibition |  禁煙 No smoking |  [注1] (文字による補助表示が必要) | |
|  火気厳禁 No open flame |  進入禁止 No entry |  駐車禁止 No parking |  自転車乗り入れ禁止 No bicycles |
|  立入禁止 No admittance |  走るな / かけ込み禁止 Do not rush |  ホームドア：たてかけない Do not lean objects on the platform door |  ホームドア：乗り出さない Do not lean over the platform door |
|  さわるな Do not touch |  捨てるな Do not throw rubbish |  飲めない Not drinking water |  携帯電話使用禁止 Do not use mobile phones |
|  電子機器使用禁止 Do not use electronic devices |  撮影禁止 Do not take photographs |  フラッシュ撮影禁止 Do not take flash photographs | |

4.注意

| | | |
|--|--|---|
|  一般注意 General caution |  [注1] (文字による補助表示が必要) 障害物注意 Caution, obstacles |  上り段差注意 Caution, uneven access / up |
|  下り段差注意 Caution, uneven access / down |  滑面注意 Caution, slippery surface |  [注1] (文字による補助表示が必要) 転落注意 Caution, drop |
|  天井に注意 Caution, overhead |  ホームドア：手を挟まないよう注意 Caution, closing doors |  [注1] (文字による補助表示が必要) 感電注意 Caution, electricity |

5.指示

| | |
|--|---|
|  一般指示 General mandatory |  静かに Quiet please |
|  シートベルトを締める Fasten seatbelt |  [注1] (文字による補助表示が必要) 左側にお立ちください Please stand on the left |
|  [注1] (文字による補助表示が必要) 応用例 variant (右側にお立ちください) Please stand on the right | |

□で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの

6.アクセシブル

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
|  |  |  |  |  |
| 障害のある人が使える設備 Accessible facility | スロープ Slope | オストメイト用設備 / オストメイト Facilities for Ostomy / Ostomate | コミュニケーション Communication in the specified language (言語 (ENGLISH) は、他の言語及び国旗に差し替え可) | コミュニケーション : 筆談対応 Communication : Writing |

[推奨度B]

推奨度B:多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念及び図形を統一することによって利便性が高まると期待されるものです。これらについては、図形を変更しないで用いることを推奨します。

1.公共・一般施設

| | | | | |
|---|---|---|--|---|
|  |  |  |  |  |
| チェックイン / 受付 Check-in / Reception | 忘れ物取扱所 Lost and found | ホテル / 宿泊施設 Hotel / Accommodation | きっぷうりば / 精算所 Tickets / Fare adjustment | 手荷物一時預かり所 Baggage storage |
|  |  |  |  [注2] (通貨記号差し替え可) |  [注2] (通貨記号差し替え可) |
| コインロッカー Coin lockers | 休憩所 / 待合室 Lounge / Waiting room | ミーティングポイント Meeting point | 銀行・両替 Bank, money exchange | キャッシュサービス Cash service |
|  [注2] (通貨記号差し替え可) |  |  |  |  |
| 海外発行カード対応ATM ATM for overseas cards | 充電コーナー Charge point | 郵便 Post | 電話 Telephone | 無線LAN Wireless LAN |
|  |  |  |  |  |
| ファックス Fax | カート Cart | エレベーター Elevator | エスカレーター Escalator | 階段 Stairs |
|  |  |  |  |  |
| クローク Cloakroom | 更衣室 Dressing room | 更衣室 (女子) Dressing room (women) | シャワー Shower | 浴室 Bath |
|  |  |  |  | |
| 水飲み場 Water fountain | くず入れ Trash box | リサイクル品回収施設 Collection facility for the recycling products | | |

で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの

2.交通施設

| | | | | |
|---|---|---|---|--|
|  航空機 / 空港 Aircraft / Airport |  鉄道 / 鉄道駅 Railway / Railway station |  船舶 / フェリー / 港 Ship / Ferry / Port |  ヘリコプター / ヘリポート Helicopter / Heliport |  バス / バスのりば Bus / Bus stop |
|  タクシー / タクシーのりば Taxi / Taxi stop |  レンタカー Rent a car |  一般車 Car |  自転車 Bicycle |  レンタサイクル / シェアサイクル Rental bicycle / Bicycle sharing |
|  ロープウェイ Cable car |  ケーブル鉄道 Cable railway |  出発 Departures |  到着 Arrivals |  税関 / 荷物検査 Customs / Baggage check |
|  出国手続 / 入国手続 / 検疫 / 書類審査 Immigration / Quarantine / Inspection |  駅事務室 / 駅係員 Station office / Station staff | | | |

3.商業施設

| | | | | |
|--|---|--|--|--|
|  レストラン Restaurant |  喫茶・軽食 Coffee shop |  バー Bar |  ガソリンスタンド Gasoline station |  会計 Cashier |
|--|---|--|--|--|

[注2]
(通貨記号
差し替え
可)

4.観光・文化・スポーツ施設

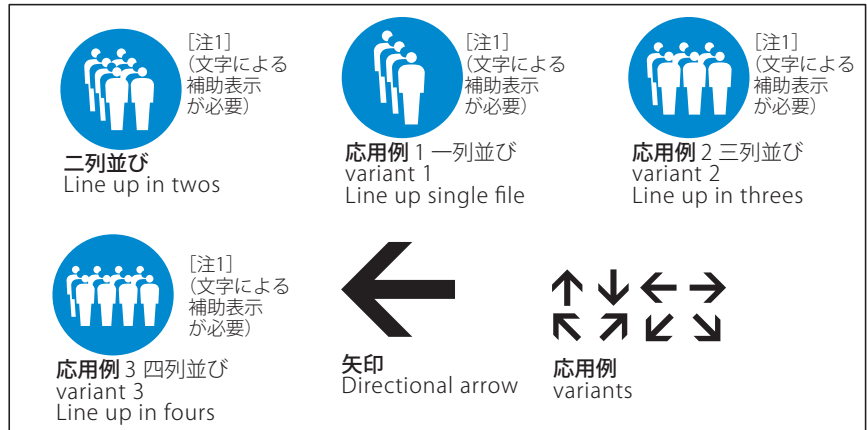
| | | | | |
|---|--|--|---|---|
|  展望地 / 景勝地 View point |  陸上競技場 Athletic stadium |  サッカー競技場 Football stadium |  野球場 Baseball stadium |  テニスコート Tennis court |
|  海水浴場 / プール Swimming place |  スキー場 Ski ground |  キャンプ場 Camp site |  温泉 Hot spring |  イヤホンガイド Audio guide |

□ で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの

5. 禁止



6. 指示



[推奨度C]

推奨度C: 多数の利用者が通常の行動や操作をする上で、図記号の概念を統一することが必要なものです。これらについては、基本的な概念を変えない範囲で適宜図形を変更して用いることができます。

1. 公共・一般施設



2. 商業施設



3. 観光・文化・スポーツ施設



4. 禁止



で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの

[参考]

1.観光・文化・スポーツ施設



2.指示



[新たな標準案内用図記号]

2018年10月18日に新たな標準案内用図記号として「介助用ベッド」や「おむつ交換台」などが策定されました。今後、「標準案内用図記号ガイドライン改訂版」への追加される予定で、JISへの登録について経済産業省へ提案される予定です。



(備考)

「この部屋は気持ちを静めるための部屋です」など、運用に適した利用説明の表示をつけることが望ましい。

で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの

[その他 (抜粋)]

その他, 優先設備や外国人等観光客のための図記号がJIS Z8210に規定されています。

| | | | | |
|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |
| 救護所 First aid | ベビーケア ルーム Baby care room | 乗り継ぎ Connecting flights | 手荷物受取所 Baggage claim | 駐車場 Parking |
|  |  |  |  |  |
| 高齢者優先設備 Priority facilities for elderly people | 障害のある人・ けが人優先設備 Priority facilities for injured people | 内部障害のある人 優先設備 Priority facilities for people with internal disabilities, heart pacer,etc. | 乳幼児連れ 優先設備 Priority facilities for people accompanied with small children | 妊産婦優先設備 Priority facilities for expecting mothers |
|  |  |  |  |  |
| 高齢者優先席 Priority seats for elderly people | 障害のある人・ けが人優先席 Priority seats for injured people | 内部障害のある人 優先席 Priority seats for people with internal disabilities, heart pacer,etc. | 乳幼児連れ 優先席 Priority seats for people accompanied with small children | 妊産婦優先席 Priority seats for expecting mothers |

[福岡市独自のピクトグラム]

福岡市独自のものとして, 地下鉄出入口や路線を表すピクトグラムを作成しています。



地下鉄駅
Subway Station



地下鉄空港線
Subway Airport Line



地下鉄箱崎線
Subway Hakozaki Line



地下鉄七隈線
Subway Nanakuma Line

□ で囲ったものはJIS Z 8210に定められるもの

出典:「交通エコロジー・モビリティ財団 (<http://www.ecomo.or.jp>)」

「福岡市地下鉄空港線・箱崎線サインガイドライン」

外国人への情報提供の手引き（一部抜粋）

以下には、外国人への配慮に関する内容を抜粋して掲載しています。詳細については、福岡市が作成した『外国人への情報提供の手引き』を参考にしてください。なお、手引きの内容は平成30年（2018年）に改訂されました。

◇外国人の増加に合わせた分かりやすい情報提供の実現

『外国人への情報提供の手引き』は、福岡市で用いるだけでなく、民間事業者でも活用していただき、全市的に統一性のある外国人に分かりやすい情報提供を目指すものです。この手引きをもとに、福岡市と民間事業者が一緒になって取り組み、外国人が住みやすく活動しやすいまちにしていきたいと思います。

◇外国人の特性

この手引きでは、日本語が不自由で、文化や生活習慣の違いから福岡市内での活動がスムーズに行いづらい外国人を主に対象としています。また、その活動の性質は、「在住外国人」と「訪日外国人」とで異なるため、手引きを作成するにあたっては、この「在住外国人」と「訪日外国人」の違いを考慮しています。

○ 在住外国人 …程度の差はありますが、多くの人が日本語（特にひらがな）を理解します。そのため、印刷物にルビふりなどの配慮を行うことにより、外国語へ翻訳しなくても様々な情報を伝えることが可能です。ただし、漢字やカタカナを理解できる外国人は一部に限られ、それらについては配慮が必要です。ちなみに福岡市の在住外国人は、多い順から中国、韓国、ベトナム、ネパールの国籍となっています。

○ 訪日外国人 …一部を除き、ほとんどが日本語を理解しません。ちなみに福岡市は、韓国、台湾、中国、香港、タイ、フィリピンなどの国・地域からの来訪者が多くなっています。

1. 表現上の配慮

外国人への情報提供は、原則として外国語で行うのが望ましいといえます（多言語化）。

一方、日本語は、外国語へ翻訳する際の基礎となるほか、多言語化が困難な場合には日本語で情報提供することになるため、わかりやすい日本語表現をする配慮が必要です。

以下に、

(1) 多言語化での配慮 (2) 日本語での配慮

の2つに分けて、配慮の方法や留意点を記載します。

(1) 多言語化での配慮

①言語の選択

(ア)主な言語

多言語化する主な言語は、福岡市の在住外国人・訪日外国人の国籍が多様であるとともに、中国・韓国からの方が多という特性をふまえ、**英語・中国語・韓国語**とします。

このうち英語は、外国人および日本人にとって一番理解しやすい外国語であり、互いの案内に最も利用しやすい言語であるため、**多言語化する場合、英語は必ず使用します。**

また、英語は、英語圏の出身者だけでなく、英語を母語としない外国人に情報を提供する役割も担っているため、できるだけ分かりやすい表現を心がける必要があります。

(イ)その他の言語及びやさしい日本語

その他の言語は、情報提供の対象者を考慮して選び、順次多言語化を進めます。

ベトナム、ネパール語については、近年人口が急増しており、可能なものから翻訳等に対応します。

また、様々な国籍の外国人が増加しており、全ての母国語に対応した多言語翻訳は困難であることから、普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい「やさしい日本語(例:避難して→逃げて)」の活用も推進します。

②その他

(ア)元号を用いるときは、西暦も併用します。例:平成30年(2018年)

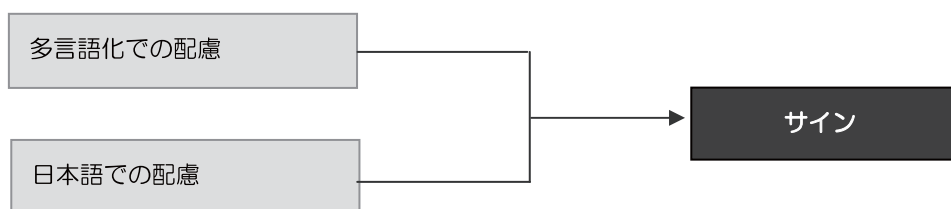
(イ)外国人にとって分かりにくい制度や慣習などについては、説明をつけましょう。

2.媒体ごとの配慮

(1) サイン

サインを作成するにあたり、情報はできる限り多言語化しましょう。多言語化が難しい場合は、少なくともルビふりなどの日本語での配慮をしましょう。

その他、公共サインの特性、配慮すべき事項は次のとおりです。



①サインによる情報提供での配慮

サインは、「現場に設置するため、その時々で必要な情報をその場で入手できる」という特性があります。

サインを多言語化する場合、「サインの設置スペースの制限により、文字が小さくなる」、「表示面が複雑になる」、「電光掲示板などは、多言語化した分、情報が一巡するのに時間がかかる」(一定時間ごとに言語が切り替わるため)、などの不都合が生じることも考えられます。そのため、情報の特性や重要度、対象者の言語に応じて対応することが必要です。

基本的な配慮

(ア) 少なくとも、日本語と英語の併記を行います。

(イ) 固有名詞（例：施設名や駅名）については、定まった中国語訳や韓国語訳が少ないことや、日本語読みを伝えることにしか意味のない場合が多いため、日本語と英語（ローマ字）、さらに、ひらがなによるルビふりあるいは併記を行うことで、多くの人に日本語読みを伝えることとします。

例)



(ウ) 空港や主要駅、交通結節点など、人がよく集まる場所のサイン（案内板など）は、できるだけ4カ国語併記（日本語・英語・中国語・韓国語）を行います。

(エ) 人がよく利用する施設（エレベーター、トイレなど）には、外国人にも理解されるデザインのピクトグラム（絵文字）の掲示を行います。

(参考) 単語集より抜粋

| 日本語 | 英語 |
|--------------|---|
| 凡例 | Key / Legend |
| 現在地 | You are Here |
| お手洗い・トイレ・化粧室 | Restrooms / Toilets |
| 多目的お手洗い | Multi-purpose Restroom / Toilet |
| 車いす対応トイレ | Wheelchair Accessible Restroom / Toilet |
| 公衆電話 | Public Phones |
| 入口 | Entrance |
| 出口 | Exit |
| タクシー乗り場 | Taxi |
| 駐車場 | Parking |
| 駐輪場 | Bicycle Parking(自転車のみ) / Bike Parking(原付含む) |
| 避難場所 | Evacuation Site |
| 授乳室 | Nursing Room |



3-2.関係法令等

〔別冊〕

『3-2.関係法令等〔別冊〕』は福岡市ホームページ
〈福祉のまちづくり条例〉に掲載しています。
閲覧・ダウンロードはこちらから行ってください。

参考文献

本書の作成にあたり、次の図書等を参考にさせていただきました。

参考文献

- ・高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 国土交通省／平成28年
- ・ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準 追補版 国土交通省／平成31年
- ・バリアフリー法逐条解説2006(建築物)〔第4版〕 日本建築行政会議／平成29年
- ・公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(旅客施設編・車両編) 国土交通省／令和元年
- ・都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版) 国土交通省／平成24年
- ・旅客船バリアフリーガイドライン 国土交通省海事局安全基準課／平成19年10月
- ・道路の移動等円滑化整備ガイドライン(増補改訂版) 財団法人国土技術研究センター／平成23年
- ・東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 東京都／平成31年
- ・福岡県福祉のまちづくり条例 手引書 福岡県／平成25年
- ・機械式駐車場技術基準・同解説2017年度版／平成29年6月／発行：公益社団法人立体駐車場工業会
- ・JIS A 4301, JIS T 0103, JIS T 0921, JIS T 0922, JIS T 9201, JIS T 9203, JIS T 9208, JIS T 9251, JIS S 0026, JIS Z 8210
／一般財団法人日本規格協会
- ・TOTOバリアフリーブック[パブリックトイレ編]2019.2／TOTO株式会社

資料提供

- ・博多マルエイ (<https://www.0101.co.jp/090/>)
- ・京王プラザホテル (<https://www.keioplaza.co.jp/>)
- ・mamaro (<https://www.trim-inc.com/mamaro>)
- ・特定非営利活動法人日本視覚障がい者情報普及支援協会 (<https://www.javis.jp/>)

福岡市バリアフリー整備研究会

施設整備マニュアルの改訂にあたり、学識経験者、専門家、利用者からなる「福岡市バリアフリー整備研究会」を設置し、5回の研究会を開催して専門的・技術的な面から研究、協議を行いマニュアルに反映しました。

開催時期と内容

| 開催時期 | 内容 |
|------------------------|--|
| 平成30年(2018年) 12月25日 | 第1回バリアフリー整備研究会 ・施設整備マニュアル改訂について ・アンケート調査の概要について |
| 平成31年(2019年) 3月25日 | 第2回バリアフリー整備研究会 ・研究会における主な意見及び対応と考え方について ・施設整備マニュアル改訂素案(抜粋)について ・利用当事者向けアンケート調査結果(速報)について |
| 令和元年(2019年) 6月17日 | 第3回バリアフリー整備研究会 ・研究会における主な意見及び対応と考え方について ・施設整備マニュアル改訂素案(抜粋)について ・利用当事者向けアンケート調査結果等について |
| 令和元年(2019年) 9月5日 | 第4回バリアフリー整備研究会 ・研究会における主な意見及び対応と考え方について ・施設整備マニュアル改訂案について |
| 令和元年(2019年) 11月25日 | 第5回バリアフリー整備研究会 ・施設整備マニュアル改訂案について |

委員名簿

| 分野 | 氏名 | 所属 |
|-----------|-------|----------------------------------|
| 建築 | 志賀 勉 | 九州大学大学院 人間環境学研究院 准教授 |
| 建築 | 村上 良知 | 熊本県立大学 環境共生学部 名誉教授 ※副会長 |
| 土木 | 外井 哲志 | 元九州大学大学院 工学研究院 |
| 視覚記号 | 佐藤 優 | 神戸芸術工科大学大学院 副学長 九州大学 名誉教授 ※会長 |
| 社会福祉 | 鬼崎 信好 | 久留米大学 文学部 教授 |
| 情報デザイン | 定村 俊満 | NPO法人 FUKUOKA デザインリーグ 相談役 |
| 視能訓練 | 山田 敏夫 | 日本ロービジョン学会 理事 |
| 理学・作業療法 | 松野 浩二 | 福岡市社会福祉事業団 理学療法士 |
| 障がい者団体関係者 | 岡田 正義 | NPO法人 福岡市障害者関係団体協議会 |
| 高齢者団体関係者 | 木内 潤子 | 公益社団法人 福岡市老人クラブ連合会 副会長 |

あとがき

今回の福岡市福祉のまちづくり条例施行規則の改正及び施設整備マニュアルの改訂にあたっては、関係法令やガイドライン等の改正に基づき、宿泊施設をはじめとする整備内容の充実、さらなるトイレの分散化利用の促進を行うとともに、障がい当事者へのアンケート結果を踏まえた施設・設備の利用しやすさの向上などの内容の充実を図りました。

また、今後も検討の必要があると考えられる意見が下記の項目についてあげられました。

■誰もが安全で快適に利用できる道路構造の検討

横断歩道における歩道と車道の境界においては、施行規則では、「横断歩道部分の歩道と車道の段差は2センチ以下」と規定しており、実際の整備では、視覚障がい者が歩車道の境界をより感知できるよう、原則2センチでの整備となっています。このため車いす使用者やベビーカー使用者にとっては、その段差が通行の際の負担になっている状況も見られます。

視覚障がい者の歩行の安全性を確保しながら、車いす使用者などにも配慮した構造について、引き続き検討することが望まれます。

■施設づくりにおける利用者等の参加や検証

公共施設の改修等にあたっては、「バリアフリーのまちづくりサポーター制度」の運用を開始し、障がい当事者の意見などを聴取する制度を開始しました。

公共性の高い民間施設の整備についてもユニバーサルデザインの理念に基づいた計画、設計や既存施設の検証を行うことが重要です。そのためには、当事者等の意見を聴取できる場の設定や、整備後も改修時への意見の反映など施設づくりにおける利用者等の参加、専門家や障がい当事者等で構成する協議会（バリアフリー法第26条第1項）の評価に対する対応などについて、検討を行うことが求められます。

■心のバリアフリーのさらなる推進（利用マナー向上の啓発）

車いす使用者やオストメイト等が利用可能なトイレの整備は進んでいるものの、一般トイレを利用できる人が長時間にわたり使用することなどにより、そこしか使えない利用者が当該トイレを利用できない問題が生じています。トイレのほか、エレベーターも同様の状態です。

利用マナー向上を促し、だれもが気持ちよく利用できるよう、人を思いやる気持ちを醸成する心のバリアフリーをさらに推進する必要があります。

■地域共生社会に向けて（認知症などに対する理解）

超高齢社会を迎え、誰もが地域・暮らし・生きがいを共に創り高め合う「地域共生社会」の実現が求められており、また、今後高齢者の自立と社会参加がますます求められることから、認知症の方など様々な課題を抱えた方々がストレスなく安全に生活できる環境を整備することも重要です。

これらの内容については、官民が連携して、福祉のまちづくりを推進していくことができるよう今後も研究・研鑽していくことが望まれます。

令和2年2月
福岡市バリアフリー整備研究会

福岡市福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル改訂版 2020

平成 11 年(1999年) 3 月 初 版
平成 16 年(2004年) 4 月 第 2 版
平成 20 年(2008年) 12 月 第 3 版
平成 26 年(2014年) 11 月 第 4 版
令和 2 年(2020年) 2 月 第 5 版

編集・発行：福岡市保健福祉局総務企画部地域福祉課
〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1
TEL 092-733-5344
FAX 092-733-5587
E-mail chiikifukushi.PHWB@city.fukuoka.lg.jp



このマークは、福岡市福祉のまちづくり
条例に適合した高齢者、障がい者等に
配慮された施設を表します。

定価／1,200円
(税込み)